

綾瀬市告示第 1 8 号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域（平成 2 4 年綾瀬市告示第 1 8 号）の一部を次のように改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

綾瀬市長 古 塩 政 由

表 A の項中

「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域

」を

「

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
田園住居地域

」に

改め、同表備考中「「第二種中高層住居専用地域」」の次に「、「田園住居地域」」を、「第二種中高層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加える。